

議案第 6 号 北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)中「第2条の3第3号」を「ウ、第2条の3第3号及び第2条の4」に、「まで」を「(第2条の4に規定する場合に該当するときは、当該子が2歳に達する日)まで」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（その養育する子が2歳に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員であって、当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしているものに限る。）

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日（当該非常勤職員の配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達

達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「その他」を「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（次条及び第11条第7号において「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 第2条の4に規定する場合に該当すること。

第4条中「その他」を「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他」に改める。

第11条第7号中「その他」を「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に鑑み、一般職の非常勤職員について、その養育する子が2歳に達する日まで育児休業をすることができることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 7 号 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の8の事項中「第7条」を「第7条第1項」に、「第8条第1項」を「第8条第1項若しくは第8条の2第1項」に、「第14条各項」を「第14条第1項若しくは第2項」に、「の命令、同法第22条」を「若しくは第15条の2第1項の命令、同法第22条第1項」に、「の命令、同法第38条各項」を「若しくは第23条の2第1項の命令、同法第38条第1項から第4項まで」に、「まで」を「まで若しくは第39条の2第1項から第3項まで」に、「第46条」を「第46条第1項」に、「の命令、同法第56条各項」を「若しくは第47条の2第1項の命令、同法第56条第1項若しくは第2項」に、「又は同法」を「、同法」に、「の命令に」を「若しくは第57条の2第1項の命令、同法第58条の12第1項の指示又は同法第58条の13第1項若しくは第58条の13の2第1項の命令に」に改める。

附 則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。

説 明

特定商取引に関する法律の改正に鑑み、特定商取引に係る業務の禁止命令等の事務に関し、知事の保有する本人確認情報を利用することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 8 号 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の20の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表の22の2の項中「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、「壁面位置制限敷地内の建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料」を「壁面位置制限敷地内の建築物の建蔽率の特例許可申請手数料」に改め、同表の23の項中「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、「建築物の建ぺい率の制限適用除外許可申請手数料」を「建築物の建蔽率の制限適用除外許可申請手数料」に改め、同表の29の項、32の項及び34の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表の37の3の項中「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、「地区計画等の区域内の建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料」を「地区計画等の区域内の建築物の建蔽率の特例認定申請手数料」に改め、同表の44の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表の84の項の次に次のように加える。

84の2 不動産特定共同事業法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業登録申請手数料	60,000円	登録申請のとき
84の3 不動産特定共同事業法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業登録更新申請手数料	60,000円	登録更新申請のとき

別表第1の89の項を次のように改める。

89 住宅確保要配慮者に対	住宅確保要配	次に掲げる当該申請に係る住	登録申請
---------------	--------	---------------	------

<p>する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査</p>	<p>慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料</p>	<p>宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が1戸のもの 8,000円</p> <p>イ 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 9,000円</p> <p>ウ 住宅の戸数が5戸以上9戸以内のもの 11,000円</p> <p>エ 住宅の戸数が10戸以上29戸以内のもの 14,000円</p> <p>オ 住宅の戸数が30戸以上39戸以内のもの 15,000円</p> <p>カ 住宅の戸数が40戸以上49戸以内のもの 16,000円</p> <p>キ 住宅の戸数が50戸以上99戸以内のもの 19,000円</p> <p>ク 住宅の戸数が100戸以上のもの 24,000円</p>	<p>のとき</p>
---	----------------------------	---	------------

別表第1の89の項の次に次のように加える。

<p>89の2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第12条第1項の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録事項の変更（住宅の戸数の追加に係る変更に限る。）の届出に対する審査</p>	<p>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録変更手数料</p>	<p>次に掲げる当該届出に係る住宅の追加戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の追加戸数が1戸以上4戸以内のもの 2,000円</p> <p>イ 住宅の追加戸数が5戸以上9戸以内のもの 4,000円</p>	<p>変更届出のとき</p>
--	----------------------------------	--	----------------

	ウ 住宅の追加戸数が10戸以上19戸以内のもの	6,000円
	エ 住宅の追加戸数が20戸以上29戸以内のもの	7,000円
	オ 住宅の追加戸数が30戸以上39戸以内のもの	8,000円
	カ 住宅の追加戸数が40戸以上49戸以内のもの	9,000円
	キ 住宅の追加戸数が50戸以上99戸以内のもの	12,000円
	ク 住宅の追加戸数が100戸以上のもの	17,000円

附 則

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1に84の2の項及び84の3の項を加える改正規定 平成29年12月1日
- (2) 別表第1の20の項、22の2の項、23の項、29の項、32の項、34の項、37の3の項及び44の項の改正規定 平成30年4月1日

説 明

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の改正に鑑み、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等の事務に係る手数料を定

めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 9 号 北海道立学校条例の一部を改正する条例案

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表第1中「北海道小樽工業高等学校」を「北海道小樽未来創造高等学校」に改め、同表北海道旭川東栄高等学校の項、北海道留萌千望高等学校の項及び北海道小清水高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

旭川東栄高等学校等を廃止するとともに、小樽工業高等学校の名称を変更することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 10 号 北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例案

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び次項」を「並びに次項及び第3項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第1の69の項及び70の項に掲げる事務（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の規定に基づく保管場所証明の通知に係るものに限る。）に係る手数料は、警察署長から得た納付情報により納めなければならない。

別表第1の69の項中「(昭和37年法律第145号)」を削り、「の交付」を「の交付又は同項ただし書の規定に基づく保管場所証明の通知」に、「保管場所証明書交付申請手数料」を「保管場所証明書交付等申請手数料」に、「交付申請の」を「交付又は通知申請の」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月4日から施行する。

説 明

自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用した保管場所証明の通知の事務に係る手数料及びその納付方法を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 11 号 北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例（平成13年北海道条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「第241条まで、」を「第240条まで、第241条第1項及び第3項、」に、「及び第238条から第241条まで」を「、第238条から第240条まで及び第241条第3項」に、「第261条及び」を「第261条並びに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

刑法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。